

平成27年度

事業報告書

目 次

I 本財団の概要

1. 事業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 主たる事務所及び従たる事務所の所在地・・・・・・・・・・ 2
3. 役員の定数並びに役員ごとの氏名、役職、任期及び経歴・・ 2
4. 職員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
5. 沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
6. 評議員会の構成員の氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

II 事業の実施状況

第1部 競輪収益による補助事業

1. 競輪収益による機械工業振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2. 競輪収益による公益事業振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第2部 競輪運営支援業務

1. 競輪の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究、
企画立案並びに総合調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
2. 競輪その他自転車競技に関する広報宣伝・・・・・・・・・・ 13
3. 競輪の公正かつ円滑な実施に資する事業・・・・・・・・・・ 14
4. 交付金の還付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
5. その他競輪に関する事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第3部 小型自動車競走収益による補助事業

1. 小型自動車競走収益による機械工業振興・・・・・・・・・・ 21
2. 小型自動車競走収益による公益事業振興・・・・・・・・・・ 23

第4部 小型自動車競走運営支援事業

1. オートレースの振興及び効率的な実施のための施策の調査研究、
企画立案並びに総合調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
2. オートレースに関する広報宣伝・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
3. オートレースの公正かつ円滑な実施に資する事業・・・・・・・・ 28
4. 交付金の還付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

第5部 自転車競技法第40条に基づく競輪の競技実施事業

1. 競輪競技運営事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
2. 競輪開催事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

第6部 競輪の公正かつ安全な開催運営及び発展に貢献する車両情報システムの安定 かつ安全な運用管理及び開発事業

1. システムの運用管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
2. システムの研究開発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

第7部 自転車競技スポーツの普及及び振興に関する事業	
1. 自転車競技者層の底辺拡大及び技能向上	38
2. 名城自転車天国事業	38
第8部 本財団の目的を達成するために必要な事業	
1. 不動産賃貸事業	39
2. 組織機能の強化	39
3. 事業の効率化	39
4. 事業の適正化	39
5. ガバナンスの強化	39
附属明細書について	41

平成27年度事業報告書

I 本財団の概要

1. 事業内容

自転車、小型自動車その他の機械に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興を図るとともに、競輪及び小型自動車競走の公正かつ円滑な実施及び振興のため必要な業務並びにその他の関連業務を行い、もって地方財政の健全化及び社会・文化の向上発展に寄与することを目的とする。

- (1) 自転車、小型自動車その他の機械に関する事業の振興のための事業を補助すること。
- (2) 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための事業を補助すること。
- (3) 競輪の審判員及び競輪に出場する選手の検定及び登録並びに競輪に使用する自転車の種類及び規格の登録を行うこと。
- (4) 小型自動車競走の審判員及び小型自動車競走に出場する選手の検定及び登録並びに小型自動車競走に使用する小型自動車の登録を行うこと。
- (5) 競輪の検車員及び先頭固定競走の先頭誘導選手の認定並びに競輪に使用する自転車の部品及び小型自動車競走に使用する小型自動車の部品の認定を行うこと。
- (6) 選手及び自転車又は小型自動車の競走前の検査の方法、審判の方法その他の競輪又は小型自動車競走の実施方法を定めること。
- (7) 選手の出場のあっせんを行うこと。
- (8) 審判員、選手その他の競輪又は小型自動車競走の実施に必要な者を養成し、又は訓練すること。
- (9) 選手の褒賞を行うこと。
- (10) 競輪及び小型自動車競走の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案並びに総合調整を行うこと。
- (11) 競輪その他自転車競技及び小型自動車競走に関する広報宣伝を行うこと。
- (12) 自転車競技法第16条第1項各号及び小型自動車競走法第20条第1項各号の規定による交付金の受入れを行うこと。

(13) 自転車競技法第40条に規定する競輪事業を行うこと。

(14) 自転車競技スポーツの競技者の養成及び愛好家層の拡大並びに自転車競技スポーツの普及及び振興に関する事業を行うこと。

(15) 競輪の情報システムに関する事業を行うこと。

(16) 前各号に掲げるもののほか、本財団の目的を達成するために必要な事業

2. 主たる事務所及び従たる事務所の所在地

(1) 主たる事務所

〒102-8011 東京都千代田区六番町4番地6

(2) 従たる事務所

(日本競輪学校) 〒410-2402 静岡県伊豆市大野1827番地

(オートレース事業所) 〒135-8072 東京都江東区有明三丁目4番地10号

3. 役員の定数並びに役員ごとの氏名、役職、任期及び経歴（平成28年3月31日現在）

役職	定数	氏名及び任期	経歴
会長	1人	吉田 和憲	(株)豊田自動織機相談役
		H27. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（平成29年6月頃開催予定）の終結の時	
専務理事	1人	笹部 俊雄	(財)JKA機械工業振興グループ長
		H27. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（平成29年6月頃開催予定）の終結の時	
執行理事	12人以内	渡邊 実	(公財)JKA 審議役
		H27. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（平成29年6月頃開催予定）の終結の時	

役職	定数	氏名及び任期	経歴
		久能木 慶治 H27. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（平成29年6月頃開催予定）の終結の時	独立行政法人原子力安全基盤機構企画部長（出向） （最終官職）
		福島 厚 H27. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（平成29年6月頃開催予定）の終結の時	(財) J K A 総務グループ長
		木戸 寛 H27. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（平成29年6月頃開催予定）の終結の時	(公財) J K A 競輪業務部長
		谷澤 俊彦 H27. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（平成29年6月頃開催予定）の終結の時	経済産業省大臣官房情報システム厚生課文書情報管理官 （最終官職）
		川島 聡 H27. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（平成29年6月頃開催予定）の終結の時	(公財) J K A オートレース事業部長
		塚原 典裕 H27. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（平成29年6月頃開催予定）の終結の時	(公財) 日本自転車競技会執行理事

役職	定数	氏名及び任期	経歴
		岩上 亨 H27. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（平成29年6月頃開催予定）の終結の時	(公財)日本自転車競技会執行理事
		大胡田 泰隆 H27. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（平成29年6月頃開催予定）の終結の時	(公財)JKA南関東地区本部総務部部长
		古山 克彦 H27. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（平成29年6月頃開催予定）の終結の時	(公財)日本自転車競技会執行理事
		一瀬 安弘 H27. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（平成29年6月頃開催予定）の終結の時	(公財)日本自転車競技会執行理事
		磯部 正昭 H27. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（平成29年6月頃開催予定）の終結の時	公認会計士
		中村 一巖 H27. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（平成29年6月頃開催予定）の終結の時	(公社)全国競輪施行者協議会顧問
		野村 裕 H27. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（平成29年6月頃開催予定）の終結の時	(公財)日本自転車競技会監事
監事	1人以上 4人以内		

4. 職員数

691名（出向者、嘱託等を除いて634名）（平成28年3月31日現在）

5. 沿革

昭和23年11月	社団法人自転車振興会連合会（特殊法人日本自転車振興会の前身）設立
昭和25年8月	社団法人全国小型自動車競走会連合会（特殊法人日本小型自動車振興会の前身）設立
昭和32年10月	特殊法人日本自転車振興会設立
昭和37年10月	特殊法人日本小型自動車振興会設立
平成19年8月	財団法人日本競輪財団設立
平成19年10月	特殊法人日本自転車振興会は解散し、競輪振興法人として指定を受けた財団法人日本競輪財団が特殊法人日本自転車振興会の業務等を承継するとともに財団法人日本自転車振興会に改称
平成20年4月	特殊法人日本小型自動車振興会は解散し、小型自動車競走振興法人として指定を受けた財団法人日本自転車振興会が特殊法人日本小型自動車振興会の業務等を承継するとともに財団法人JKAに改称
平成25年4月	公益財団法人としての認定を受け、公益財団法人JKAに改称
平成26年2月	競技実施法人として経済産業大臣の指定を受ける
平成26年3月	合併に伴う変更に係る事項について内閣総理大臣の認定を受ける
平成26年4月	公益財団法人日本自転車競技会及び公益財団法人車両情報センターと合併

6. 評議員会の構成員の氏名（平成28年3月31日現在）

安西 孝之	公益財団法人日本ゴルフ協会会長
酒井真喜子	特定非営利活動法人国連ウィメン日本協会理事長
高橋 通子	株式会社ル・ベルソー代表取締役
竹田 恆和	公益財団法人日本オリンピック委員会会長
堀田 力	公益財団法人さわやか福祉財団理事長
設楽 淳子	株式会社 ジェイズヒート代表取締役社長
長友 貴樹	調布市長（東京都十一市競輪事業組合管理者）
林 辰夫	UCI（国際自転車競技連合）公認国際コミセール
横山 和夫	横山公認会計士事務所会長
田中 英彦	情報セキュリティ大学院大学学長
安田 浩	東京電機大学 未来科学研究科委員長、未来科学部長

II 事業の実施状況

第1部 競輪収益による補助事業

1. 競輪収益による機械工業振興

(1) 平成27年度実施概要

平成27年度補助事業については、補助事業審査・評価委員会のもと「平成27年度補助方針」、「補助事業審査・評価マニュアル」に基づく審査を行い、広く社会への貢献に資する事業の採否に関し審議した結果、自転車、小型自動車その他の機械工業の振興に関する事業については、151件、11.6億円（前年度148件、10.3億円）の補助金の交付決定を行った。

平成28年度補助事業については、PDCAサイクルの一環である平成25年度補助事業評価等に基づき、補助事業審査・評価委員会において審議を行い、「競技用自転車・機材の性能向上に資する事業」について補助率を9/10として新設するなどの改正を含む「平成28年度補助方針」を策定し、補助事業者の募集を実施した。

(2) 機械工業振興補助事業の実施

① 振興事業補助

計89件、9.5億円の交付決定を行った。

内訳としては、「安心・安全」及び「生活の質の向上」に資する技術革新等重点事業に68件、8.8億円、機械工業におけるものづくり支援に資する事業等一般事業に21件、0.7億円の交付決定を行った。

② 研究補助

計61件、2.0億円の交付決定を行った。

内訳としては、機械工業の振興に資する研究事業のうち、研究者による個別研究に48件、1.9億円、若手研究に13件、0.2億円の交付決定を行った。

③ 緊急支援事業

緊急的な対応を必要とする事業として1件、0.03億円の交付決定を行った。

(3) 機械工業振興補助事業審査・評価委員会

① 機械工業振興補助事業審査・評価委員会

補助事業審査・評価委員会については、機械振興補助事業審査・評価委員会を5回開催し、平成28年度の補助方針の策定及び補助事業の審査・評価について、審議を行った。

② 研究補助研究部会

平成28年度研究補助について迅速かつ適正に実施するため、事務局にて技術動向等の視点で検討、チェックの後「研究補助研究部会」において審査を行い、研究部会案を審査・評価委員会に附議した。

また、平成27年度複数年研究事業の継続に関する承認を行い、審査・評価委員会に報告を行った。

(4) 機械工業振興補助事業に関する情報発信の強化

① 情報発信の拡充

補助事業の情報発信については、従来の方法を参考に、社会に対する補助事業の周知及び要望数の増加を図るため、下記の方法により実施した。

- ア. 補助事業（RING!RING!プロジェクト）ホームページにおける特設ページ（研究補助）の新設
- イ. TV（スポット）CM
- ウ. ラジオ（レギュラー・スポット）CM
- エ. 新聞・雑誌広告
- オ. メール配信
- カ. DM
- キ. 補助事業の紹介動画
- ク. イベントにおける補助事業の紹介
- ケ. 補助事業パネル展における補助事業の紹介

② 情報の公開

補助事業ホームページにおいて、「機械振興補助事業審査・評価委員会」の議事概要を公開した。

また、「補助事業の概要」及び「事業成果」を公開した。

③ インターネット申請

インターネット申請システムを含めた、補助事業管理システムの維持管理に努めた。一方、インターネット申請システムを含めた、現行の補助事業管理システムについては、利便性と機動性に欠けていると思われる面があり、更に開発メーカーによる保守が切れた状態となったため、要件定義を行ったうえ、新システムの業者決定を行い、要件及び詳細設計を確定した。

(5) 機械工業振興補助事業の調査・評価

① 補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

- ア. 補助事業部、総務部、経理部、監査室で構成される「補助事業調査計画会議」を開催し、平成27年度の調査実施計画を決定した。
- イ. 平成24年度から平成27年度に実施された補助事業を対象に、計170件（内訳：平成24年度事業実施分2件、平成25年度事業実施分34件、平成26年度事業実施分133件、平成27年度事業実施分1件）について確定調査を行った。
- ウ. 平成24年度から平成27年度に実施された補助事業を対象に、計208件（内訳：平成24年度事業実施分3件、平成25年度事業実施分71件、平成26年度事業実施分133件、平成27年度事業実施分1件）について補助金の額の確定を行った。

② 補助事業の評価

- ア. 補助事業者による自己評価を受けて、審査・評価マニュアルに基づき、平成25年度補助事業に対してJK A評価を行った。
- イ. 平成25年度補助事業の補助事業全体の評価をとりまとめるとともに、JK A補助事業のうち特定の分野を選定した評価（テーマ別評価）を行い、補助事業審査・評価委員会評価作業部会へ報告・承認を受けたのち補助事業ホームページに掲載した。
- ウ. JK A補助事業評価の実施に伴う評価資料を拡充・補完するため、利用状況等調査を実施し、その結果を分野別にまとめて補助事業ホームページに掲載した。
- エ. 評価の一環として、機械振興補助事業審査・評価委員会及び補助事業審査・評

価委員会評価作業部会において、補助事業者による補助事業の成果発表を3件行った。

③ 補助事業審査・評価委員会評価作業部会

P D C AサイクルによってJ K A補助事業全体を改善するため、平成25年度事業全体の評価の結果を踏まえ、平成28年度の補助方針の見直しの方向性について議論を行った。

2. 競輪収益による公益事業振興

(1) 平成27年度実施概要

平成27年度補助事業については、補助事業審査・評価委員会のもと「平成27年度補助方針」、「補助事業審査・評価マニュアル」に基づく審査を行い、広く社会への貢献に資する事業の採否に関し審議した結果、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に関する事業については、249件、24.9億円（前年度259件、25.2億円）の補助金の交付決定を行った。

平成28年度補助事業については、P D C Aサイクルの一環である平成25年度補助事業評価等に基づき、補助事業審査・評価委員会において審議を行い、「自転車競技の競技力向上（強化指定選手遠征）に資する事業」について補助率を9/10に引き上げるなどの改正を含む「平成28年度補助方針」を策定し、補助事業者の募集を実施した。

(2) 公益事業振興補助事業の実施

① 公益の増進

ア. 重点事業

計45件、9.8億円の交付決定を行った。

内訳としては、自転車・モーターサイクルの普及等の活動に29件、7.2億円、社会環境の整備等に9件、1.8億円、国際交流の推進等に7件、0.8億円の交付決定を行った。

イ. 一般事業

計66件、7.2億の交付決定を行った。

内訳としては、スポーツの推進等に16件、1.6億円、医療・公衆衛生に資する活動に27件、4.4億円、文教・社会環境の整備等に23件、1.2億円の交付決定を行った。

ウ. 新世紀未来創造プロジェクト

個性豊かな、次代を担う青少年の育成に資する活動に12件、0.1億円の交付決定を行った。

② 社会福祉の増進

計118件、7.6億円の交付決定を行った。

児童・高齢者・障害者の方々が幸せに暮らせる活動に41件、4.5億円、地域共生型社会支援事業に1件、0.05億円、幸せに暮らせる社会を創る活動や車両・機器整備等の整備活動に76件、3.0億円の交付決定を行った。

③ 東日本大震災復興支援事業

東日本大震災復興支援に貢献する活動に8件、0.2億円の交付決定を行った。

④ 非常災害の援護

非常災害の援護については、対象となる事業は無かった。

⑤ 緊急的な対応を必要とする事業への支援

緊急的な対応を必要とする事業への支援については、対象となる事業は無かった。

(3) 公益事業振興補助事業審査・評価委員会

① 公益事業振興補助事業審査・評価委員会

補助事業審査・評価委員会については、公益事業振興補助事業審査・評価委員会を5回開催し、平成28年度の補助方針の策定及び補助事業の審査・評価について、審議を行った。

② 東日本大震災復興支援補助審査部会

東日本大震災復興支援事業審査部会については、近年の応募状況及び事務局の経験値の蓄積から、事務局による書面調査を行ったのち、委員会に諮るものとし、審査部会については廃止した。

(4) 公益事業振興補助事業に関する情報発信の強化

① 情報発信の拡充

補助事業の情報発信については、従来の方法を参考に、社会に対する補助事業の周知及び要望数の増加を図るため、下記の方法により実施した。

ア. 補助事業（RING! RING! プロジェクト）ホームページにおける特設ページ（東日本大震災復興支援事業）の新設

イ. TV（スポット）CM

ウ. ラジオ（レギュラー・スポット）CM

エ. 新聞・雑誌広告

オ. DM

カ. 補助事業の紹介動画

キ. イベントにおける補助事業の紹介

ク. 新世紀未来創造プロジェクト説明相談会の実施

ケ. 補助事業パネル展における補助事業の紹介

② 情報の公開

補助事業ホームページにおいて、「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」の議事概要を公開した。

また、「補助事業の概要」及び「事業成果」を公開した。

③ インターネット申請

インターネット申請システムを含めた、補助事業管理システムの維持管理に努めた。一方、インターネット申請システムを含めた、現行の補助事業管理システムについては、利便性と機動性に欠けていると思われる面があり、更に開発メーカーによる保守が切れた状態となったため、要件定義を行ったうえ、新システムの業者決定を行い、要件及び詳細設計を確定した。

(5) 公益事業振興補助事業の調査・評価

① 補助事業完了後における調査及び補助金の確定

- ア. 補助事業部、総務部、経理部、監査室で構成される「補助事業調査計画会議」を開催し、平成27年度の調査実施計画を決定した。
- イ. 平成24年度から平成27年度に実施された補助事業を対象に、計505件（内訳：平成24年度事業実施分3件、平成25年度事業実施分123件、平成26年度事業実施分256件、平成27年度事業実施分123件）について確定調査を行った。
- ウ. 平成24年度から平成27年度に実施された補助事業を対象に、計526件（内訳：平成24年度事業実施分6件、平成25年度事業実施分141件、平成26年度事業実施分256件、平成27年度事業実施分123件）について補助金の額の確定を行った。

② 補助事業の評価

- ア. 補助事業者による自己評価を受けて、審査・評価マニュアルに基づき、平成25年度補助事業に対してJK A評価を行った。
- イ. 平成25年度補助事業の補助事業全体の評価をとりまとめるとともに、JK A補助事業のうち特定の分野を選定した評価（テーマ別評価）を行い、補助事業審査・評価委員会評価作業部会へ報告・承認を受けたのち補助事業ホームページに掲載した。
- ウ. JK A補助事業評価の実施に伴う評価資料を拡充・補完するため、利用状況等調査を実施した。また、その結果を分野別にまとめて補助事業ホームページに掲載した。
- エ. 評価の一環として、公益事業振興補助事業審査・評価委員会及び補助事業審査・評価委員会評価作業部会において、補助事業者による補助事業の成果発表を4件行った。

③ 補助事業審査・評価委員会評価作業部会

PDCAサイクルによってJK A補助事業全体を改善するため、平成25年度事業全体の評価の結果を踏まえ、平成28年度の補助方針の見直しの方向性について議論を行った。

第2部 競輪運営支援業務

1. 競輪の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案並びに総合調整

(1) 魅力ある競走の提供

① GIRL'S KEIRIN

平成24年度から開始したガールズケイリンの開催節数は、平成26年度123節から平成27年度は140節に増加した。

今後の選手数増加を踏まえ、ガールズケイリンが更に魅力ある競走となるよう、3日制6レーストーナメントによるオールガールズシリーズをミッドナイト競輪（小倉競輪場 12月9日～12月11日）において試行実施（売上額約3.8億円）し、今後の開催のあり方について現行開催体系検証作業部会等において検証を行うとともに、日取調整会議において、選手の稼働率などを踏まえ円滑な開催ができるよう開催日程の助言を行った。

また、新たなお客様、特に若年者層のファンを創出するため、企画レース出場選手を決定する「ガールズケイリン総選挙」を実施する等、インターネットやSNSを積極的に活用し、ガールズケイリンの認知度向上を図った。

② ミッドナイト競輪及びモーニング競輪

平成22年度から開始したミッドナイト競輪は、平成27年度新たに玉野競輪場、佐世保競輪場が実施場として加わり6場に増加したこと、また、借り上げ施行者による開催が、青森競輪（宇都宮市）、前橋競輪（弥彦村）、玉野競輪（大垣市）、高知競輪（高松市、小松島市）、小倉競輪（奈良県、岸和田市、防府市、武雄市及び熊本市）に拡大し、開催日数が平成26年度の45節133日（内、借り上げ施行者による開催は8節24日）から平成27年度は75節225日（内、借り上げ施行者による開催は27節81日）と大幅に増加したことから、順延により開催日程が競合することとなった場合の対応（日程先行開催を打ち切り）を定めた。

また、スピードチャンネルを運営する株式会社車両スポーツ映像、日刊スポーツPDF新聞を運営する株式会社日刊スポーツ新聞社、その他日刊紙との協業によるPR事業により、一日の平均売上額は1億円（平成26年度約8900万円 約127%増）を超え、多くの競輪施行者の収益改善に寄与することができた。

平成24年度から開始したモーニング競輪は、平成27年度に新たに宇都宮競輪場、広島競輪場が実施場として加わり9場に増加したことから、認知度向上及び売上増進を目的として新聞紙面の拡充等、参画場の支援を行い、開催日数は平成26年度22節66日から平成27年度27節81日に増加した。

③ 外国人選手のレース参加

競輪の活性化及び日本選手の競技力向上を図るため、短期登録選手制度により、世界規模の自転車競技大会等において優秀な成績を収めた5名の男子外国人選手を平成27年4月から9月の開催に出場させた。

④ KEIRIN EVOLUTION（ケイリン エボリューション）

平成25年度から開始したオリンピック種目の「KEIRIN」競技をベースとした、KEIRIN EVOLUTION（ケイリン エボリューション）は、単発レース（4開催）に加え、3日制2レーストーナメントをミッドナイト競輪（小倉競輪場 1月8日～1月10日）で試行実施した（売上額約1.5億円）。そのあ

っせんについては、他開催を勘案しつつ、ナショナルチーム強化指定選手や若手先行選手を目玉選手として行った。

(2) 情報提供の充実と利便性の向上

① 競輪事業システムに関する調整

現在稼働している車両情報システム及び関連システムに関する連絡・調整を実施したほか、次期競輪事業システム（以下、「Next-VIS」という。）の構築及び移行に係る関係者間の調整結果を踏まえ、競輪休止日の設定等対応方法を決定した。加えて、Next-VISの費用面においては共通経費率を設定し、管理費等の共通経費を、関係団体及び個別サービス利用者で負担することを決定した。

② KEIRIN.JPの利便性の向上及び情報提供の拡充・データ活用

更なるインターネット投票会員の拡大及び電話投票車券売上の向上を目的とし、競輪ネットバンクシステムに「ゆうちょ銀行」を追加した。

また、売上浮揚とお客様の利便性向上を図ることを目的として、KEIRIN.JPストリームのバッファリング解消やKEIRIN.JPスマートフォン版サイト接続状況の改善を実施した。

③ 場外車券売場の設置推進

効果的な設置展開に向けて情報収集を行うとともに、場外設置を希望する施行者・設置者と協力し、設置許可取得までのサポートを行い、平成27年度については、平成27年10月7日における「サテライト湖南コスモス」の開設に協力した（平成28年3月31日現在、場外車券売場数71か所）。

(3) 調査研究事業

① 競輪開催最適化のための調査研究

ナイター開催の全日化やFⅠ・FⅡ開催における日程競合の緩和等、売上が最大となるような開催日程のあり方及び最適な開催枠組みについて、現行開催体系検討作業部会を5回開催し、論点整理を行った。

② 市場拡大のための調査研究

昨今の自転車人気を競輪、トラック競技にも波及させるため、自転車競技イベントにおいて、ブース出展、エキシビジョンレース等を実施し、ガールズケイリンを含む競輪の認知向上を図った。特に、ジャパンカップサイクルロードレースにおいては、スマートフォンを用いた模擬投票システムを構築して、観客にレースに投票する面白さを疑似体験してもらい、ロードレースファンの競輪に対する興味向上を図り、市場可能性を探った。

③ 競輪活性化のための調査研究

オリンピックと同じ国際ルールに準拠した規則、機材により行われるKEIRIN EVOLUTION（ケイリン エボリューション）について、これまで単発レースで行ってきたものを初めて3日制2レーストーナメントによりミッドナイト競輪（小倉競輪場 1月8日～1月10日）で試行実施し、SNS等におけるお客様の反応を収集した。

(4) 自転車競技者の裾野拡大

① 自転車競技者層の拡大

日本競輪学校に入学を希望する者の養成に関する業務について、日本競輪学校入学希望者に対する指導など各地区本部、支部と連携し実施した。

また、他競技のアスリートも誘致するなど女子自転車競技者の裾野拡大、競技力の向上を図ることを目的として「GIRL'S SUMMER CAMP2015（前年度比153%）」及び「GIRL'S HIGH SCHOOL CAMP（参加上限人数30名）」を実施した。

さらに、女子自転車競技の露出拡大や、女子競技者の訓練成果の発露に貢献するため、近畿高校総体において女子のエキシビジョンレースの実施を支援した。

② 世界を目指す選手の強化事業への協力

公益財団法人日本自転車競技連盟が伊豆ペロドロームにおいて実施する強化合宿等に日本競輪学校生徒を参加させた。また、自転車競技ナショナルチーム合宿等に日本競輪学校内施設の貸出を行った。

開催の収益より、競輪選手を中心とした日本自転車トラック競技を支援するための資金を拠出する「国際自転車トラック競技支援競輪」の検討を行い、平成27年度は、豊橋競輪場（4日制）、京都向日町競輪場（3日制）で実施することとなった。これに伴い、広報面における支援を同競輪開催施行者に対して行った。

（5）競輪施行者等との連携強化

モーニング競輪におけるスポーツ紙記事拡充や女子選手を活用したPRイベント等、競輪施行者との協業事業を実施し、施行者との連携の強化を図った。

また、韓国競輪を統括する団体であるソウルオリンピック記念国民体育振興公団と連携し、平成28年3月に韓国・昌原(チャンウォン)競輪場で開催された第4回日韓対抗戦競輪に日本選手14名を参加させるなど計画どおり開催されるよう協力した。

2. 競輪その他自転車競技に関する広報宣伝

（1）効果的かつ効率的な広報事業の展開

① 各種メディアを活用したPR

ア. テレビ局を活用したPR

中継番組の制作・放送、番組提供（イメージアップCMの放送）の実施、競輪ドラマ番組制作、及びパブリシティを通じ競輪、自転車競技及び競輪補助事業の認知拡大を図った。

イ. スポーツ紙による競輪PR事業については、特別競輪等開催時における掲載紙面を大幅に増やして効果的・効率的な実施を図った。

ウ. 特別競輪等の開催に併せて、取材記者対応や新聞社の表敬訪問等を実施した。

② 特別競輪等の統一PR

ア. 平成27年度特別競輪等における広報宣伝統一事業については、平成27年度特別競輪等広報宣伝実施計画に基づき、各特別競輪等開催施行者及び公益社団法人全国競輪施行者協議会（以下、「全輪協という。」）と協力して実施した。

イ. 平成28年度特別競輪等における広報宣伝統一事業については、平成28年度特別競輪等開催施行者等広報宣伝会議において広報宣伝事業計画を策定した。

③ 新規施策の広報宣伝

ア. ガールズケイリンについては、ガールズグランプリ、ガールズケイリンコレ

- クション等でプレスリリースを行うとともに取材対応等を行った。また、日本競輪学校在学中の第110回生徒（女子第5回生徒）の主要な学校行事についてプレスリリースを行うとともに、取材対応等を行った。
- イ. 短期登録選手制度については、スポーツ紙に編集記事を掲載し、開催告知等のPRを実施した。
- ウ. KEIRIN EVOLUTION（ケイリン エボリューション）については、関係部署と連携してプレスリリース、写真配信、取材対応等を行った。
- エ. 国際自転車トラック競技支援競輪については、関係部署と連携してプレスリリースを行うとともに、開催告知CM及び広告を制作し、放送・掲載した。

3. 競輪の公正かつ円滑な実施に資する事業

(1) 審判員及び選手の検定及び登録並びに自転車の登録

① 審判員の登録

資格検定（身体検査、技能検定、学力検定及び人物検定）については、10名が合格した。

登録については、資格検定に合格した10名を登録した。

登録更新（3年更新）については、登録更新検定を実施し、225名の登録を更新した。

登録の削除については、申請のあった30名について登録を削除した。

（平成28年3月31日現在の登録審判員数 697名）

級別認定については、A級認定試験に合格した14名をA級審判員に、新たに審判員登録した10名の審判員をC級審判員に、それぞれ認定した。

（平成28年3月31日現在のA級審判員数 260名、B級審判員数 279名、C級審判員数 158名）

② 選手の登録

資格検定〔身体検査、技能検定、学力検定及び人物検定〕については、平成28年3月7日から9日の日程で実施し、72名（男子50名、女子22名）が合格した。

（男女ともに合格者は平成28年5月1日登録。）

短期登録選手資格検定については、「短期登録選手制度に関する業務の方法の特例に関する規程」による選手資格検定を計1回実施し、合計2名全員が合格した。

登録については、平成27年3月実施の資格検定に合格した、第107回生徒34名（男子）及び第108回（女子）生徒15名、計49名を登録するとともに、短期登録選手資格検定に合格した男子2名を短期登録選手として登録した。

登録更新（2年更新）については、申請のあった選手1,145名の登録を更新した。

登録の削除については、申請のあった125名について登録を削除した。

（平成28年3月31日現在の登録選手数 2,336名）

③ 自転車の登録

登録については、スチール製フレームを1件（ヤマモト）新規に登録した。

また、KEIRIN EVOLUTION（ケイリン エボリューション）に出場する選手の自転車を男子先頭固定競走（インターナショナル）登録自転車として54件「先頭固定競走（インターナショナル）により実施する男子競輪選手の競走に関する業務の方法の特例に関する規程」に基づき登録し、45件を削除した。

登録更新（3年更新）については、申請のあった11件、うちスチール製フレームで

は「レバンサイクルズ」をはじめ10件に対し、カーボン製フレームでは「九十九サイクルスポーツ」の1件に対して「競走車安全基準」に基づいて審査を行い、登録を更新した。

更に代表者の変更等による登録証記載事項の変更等にも随時対応した。

所有者登録については、有効期間の満了した自転車289件を削除した。

○平成28年3月31日現在の登録自転車数 38

・スチール製フレーム 32

・カーボン製フレーム 6※男子先頭固定競走（インターナショナル）登録自転車は含まず

○平成28年3月31日現在のその他自転車数

・男子先頭固定競走（インターナショナル）登録自転車 9

（2）検車員、先頭誘導選手及び自転車の部品の認定

① 検車員の認定

認定試験〔身体検査、技能試験及び学力試験〕については、計2回実施し、合計10名が合格した。

認定については、認定試験に合格した10名を認定した。

認定の取消については、申請のあった19名について認定を取消した。

（平成28年3月31日現在の認定検車員数757名）

② 先頭誘導選手の認定

130名を新たに認定するとともに、645名の認定の更新と189名の認定の取消を行った。

（平成28年3月31日現在の先頭誘導選手数 1,776名）

③ 自転車の部品の認定

自転車の部品の認定に関しては、ガールズケイリンに使用できる部品2件の仕様追加を行った。

○平成28年3月31日現在の認定部品数 87点

・スチール及びカーボン製フレームに使用できる部品 78点

・カーボン製フレームに使用できる部品 9点

（3）競輪の実施方法を定めることに関する事業

① 審判業務

審判業務の更なる向上に資するため、各特別競輪等の開催前に、特別競輪等の正副審判長、直前直後の正副審判長、各地区審判長主査を対象とした特別競輪等審判長特別研修及び全国の審判長を対象とした審判長交流研修を実施した。

② 選手管理業務

競輪の実施に関する諸問題の解決及び具現化を図り、選手管理業務の適正・円滑な実施に資するため、約款の解釈等に関する対応、中途欠場及び直前欠場に関する防止策の運用等を行った。

③ 番組編成業務

番組編成部門については、特別競輪等開催時（一部4日制開催を除く）に、開催現場に赴き勝ち上がり等の確認作業を行ったほか、現地の番組編成担当者から改善のための意見を聴取した。

④ 検車業務

- ア. 競輪競走に使用されている自転車が「スチール製フレーム製造提要」に適合しているかどうか、競輪場において検査を行った。
- イ. 昨年度決定された「男子選手のスチール製フレームのサドル先端部の位置に関する規制」の実施にあたり、「自転車の検査の要領」の改正を実施し、平成27年12月31日を節の初日とする開催から施行した。
- ウ. 検車業務の適正・円滑な実施を図るため、特別競輪開催場等において検車委員との打ち合わせを行った。

(4) 選手の出場あっせん及び級班の決定

① 選手の出場あっせん

出場あっせんについては開催日程や開催施行者からのあっせん希望等を総合的に勘案して行った。

級班別人員数、評価点算定最低出走回数及び競輪の種類別節数の決定等、あっせんに関する事項を審議するため、出場選手あっせん委員会幹事会を開催した。

同幹事会で最大競合節数が決定された後は、各地区で実施される日取り調整会議に出席し、選手出場あっせんの状況についての助言を行い、大幅に増加するミッドナイト競輪にも対応した円滑な開催運営ができるよう各月の開催節数の調整を図った。

あっせん依頼数の基礎となる平成28年度開催枠組みについては、F開催を年間19節58日開催から数えて4節削減し、15節46日（※小倉競輪場は削減なし。函館競輪場、四日市競輪場は3節減）とする取り決めを、運営調整部会（平成27年11月18日）で行い、競輪最高会議で承認された。

あわせて現行開催体系検証作業部会において売上向上を目指すために開催枠組みの検証を行い中間報告をまとめた。

企画レース等については、他開催に影響を及ぼさないように企画内容や開催日程を慎重に選定してあっせんを行った。

② 選手の級班の決定

選手の級班については、平成27年1月～12月に行われた競走で各選手が取得する競走得点について、審査期（6か月間）における各選手の付与状況を把握するとともに、競走中における身体損傷等を事象ごとに精査し、特例適用の有無を級班決定特例審査委員会において審議し、最終的に級班を決定する評価点を算出することにより、審査期における級班を決定した。

(5) 開催執務員及び選手の養成及び訓練

① 開催執務員の養成及び訓練

ア. 養成

審判員養成については、新たに審判員資格を取得しようとする10名に対し、日本競輪学校でのスクーリング等6か月間の教育を行った。

また、検車員養成教育は受講対象者がいなかったため実施しなかった。

イ. 訓練

審判員のうち基幹業務に携わろうとする3名の者に対して、基幹審判員講習会を実施した。

② 選手の養成及び訓練

ア. 養成

養成については、日本競輪学校において、適正な競技技能、関連法規等の習熟及び教養教育を主眼とした教育を実施している。

平成27年5月8日に入学した第109回生徒51名、第110回生徒（女子第5回生徒）22名に対し、自転車実技、自転車の整備技術、体育、学科（関係法規、競輪選手として必要な知識、職業倫理並びにスポーツの科学的理論等）の教育を実施した。

また、伊豆ペロドロームにおいて訓練を行うとともに、卒業認定試験を実施した。

第109回生徒は平成28年3月25日に50名（停学により1名減員）、第110回生徒（女子第5回生徒）は22名が卒業した。

イ. 訓練

登録を更新する選手を対象に、失格及び落車事故の防止並びにモラルの向上を主眼に、競輪事業における選手の果たすべき責任と役割、競技秩序の確立、ドーピングの防止、競輪の公正安全の確保と選手に起因する事故の未然防止等についての教育指導を実施した。

競輪開催時における不適正競走、競走外の非違行為等について、特に注意が必要と思われる選手に対し指導を行うとともに選手登録更新時における選手訓練等を通じて事故防止の徹底を図った。

選手の技術の向上を中心に事故の未然防止を目的とした「技能訓練」等、一般社団法人日本競輪選手会（以下、「日競選」という。）が実施する訓練に対し助成を行うとともに、競輪の公正安全を徹底するために新人選手教育訓練及び特別指導訓練において講義を行った。

ウ. 生徒募集

生徒の募集については、第111回、第112回生徒（女子第6回生徒）募集を実施した。

第111回生徒の一般試験については、310名（技能217名、適性93名）の応募者を受け付け、第1次試験・第2次試験を実施し、70名の合格者を決定した。

第112回生徒（女子第6回生徒）の一般試験については、59名（技能37名、適性22名）の応募者を受け付け、第1次試験・第2次試験を実施し、21名の合格者を決定した。

なお、第111回、第112回生徒（女子第6回生徒）共に特別選抜試験の応募者はいなかった。

（6）選手の表彰

選手の表彰については、年間において優秀な成績を収めた選手及び顕著な記録を達した選手の表彰を行った。

① 年間競走成績による表彰

平成27年の表彰選手の選考については、表彰選手選考委員会において、次のとおり表彰選手を決定した。表彰は平成28年2月17日に都内のホテルで行った。

賞名	選手名	都道府県
最優秀選手賞	新田 祐大	福島
優秀選手賞	平原 康多	埼玉
優秀選手賞	武田 豊樹	茨城
優秀選手賞	浅井 康太	三重
優秀新人選手賞	川口 聖二	岐阜
特別敢闘選手賞	稲垣 裕之	京都
ガールズ最優秀選手賞	小林 優香	福岡
ガールズ優秀選手賞	奥井 迪	東京
国際賞	田中 まい	千葉

② 通算成績による表彰

ア. G I 25回連続出場選手

平成27年度については該当者なし

イ. G I 20回連続出場選手

選手名	都道府県	G I 名称	表彰
伏見 俊昭	福島	朝日新聞社杯競輪祭	平成27年11月20日 小倉競輪場

ウ. 通算勝利数

500勝選手

選手名	都道府県	達成日	表彰
山田 稔	愛知	平成27年4月19日 京都向日町競輪場	平成27年5月23日 豊橋競輪場
有坂 直樹	秋田	平成27年6月4日 西武園競輪場	平成27年8月15日 青森競輪場

エ. ベスト・ナイン

オールスター競輪ファン投票において、上位9位までに選ばれた選手に対し、次のとおり表彰を行った。

順位	選手名	都道府県	得票数	表彰
1	深谷 知広	愛知	15,338	平成27年9月19日 松戸競輪場
2	武田 豊樹	茨城	14,901	
3	平原 康多	埼玉	14,240	
4	浅井 康太	三重	13,141	
5	村上 義弘	京都	13,138	
6	神山 雄一郎	栃木	11,118	
7	新田 祐大	福島	7,965	
8	岩津 裕介	岡山	6,894	
9	村上 博幸	京都	6,579	

(7) 事故防止と公正確保

競走において落車を伴う失格行為等があった選手及び違反点数の累積が一定の基準に達した選手に対し、競輪選手出場あっせんをしない処置委員会において審査を行い、あっせんをしない処置（平成27年度適用・107件）を講じた。

また、競走外において不適正な行為があった選手に対し、選手出場あっせん規制委員会（以下、「あっせん規制委員会」という。）においてあっせん停止（平成27年度適用・4件）の措置を講じた。

(8) 登録選手の身体検査

登録選手の身体検査については、平成27年度身体検査を全登録選手を対象に、平成28年2月1日～3月31日の期間において実施した。

また、身体検査実施方法などについて検討を行うため、中央判定医師会議を開催した。

(9) ドーピング・コントロールへの取り組み

競輪に出場する選手の薬害からの保護及び競走の公正安全を期することを目的として設置されたドーピング・コントロール実施委員会（以下、「DC委員会」という。）のもと、世界アンチ・ドーピング機関が定める禁止表に基づくドーピング検査を実施するとともに、治療目的使用に係る除外措置申請への対応を行った。

また、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構への加盟へ向けた諸課題について、DC委員会及び同委員会に設置されたドーピング・コントロール専門部会において、調査・検討を行った。

(10) 選手共済制度に対する助成

選手共済制度の円滑な実施を図るため、必要な助成を行った。また、選手共済制度の改善のため、諸給付の見直し検討について関係団体と協議した。

(11) 競輪場、場外車券売場の施設に係る業務

「競輪に係る業務の方法に関する規程第152条」及び年度計画に基づき、定期調査（3年に1度定期的に実施）及び特別調査（特別競輪等の開催場に対して実施）を行った。

また、所轄経済産業局からの要請を受けて、施設の設置及び改修について施設関係法令及び通達との適合状況について確認するとともに、所轄経済産業局が行う確認調査に協力した。

4. 交付金の還付

自転車競技法第16条第1項等の規定に基づき、競輪施行者から同項各号に掲げる交付金の受入れを行った。

また、自転車競技法第17条に基づく、平成26年度の競輪事業の収支が赤字であった競輪施行者に対する交付金の還付はなかった。

5. その他競輪に関する事業

(1) JKA顧問会議の開催

競輪事業の振興及び本財団の業務遂行に資するため、JKA顧問会議を開催し、本財団会長と競輪を施行する地方自治体の長との意見交換を行った。

(2) 日本競輪学校諸施設の建て替え等の検討について

日本競輪学校諸施設については、開設後約50年が経過し、経年劣化による建物・設備の不具合等が増加していることから、良好な生徒育成環境を維持するとともに、想定される東海地震への備えを万全とするため、建て替えを含めた取り組み方法、スケジュール等について検討を行った。

第3部 小型自動車競走収益による補助事業

1. 小型自動車競走収益による機械工業振興

(1) 平成27年度実施概要

平成27年度補助事業については、補助事業審査・評価委員会のもと「平成27年度補助方針」、「補助事業審査・評価マニュアル」に基づく審査を行い、広く社会への貢献に資する事業の採否に関し審議した結果、自転車、小型自動車その他の機械工業の振興に関する事業については、34件、2.1億円（前年度19件、1.8億円）の補助金の交付決定を行った。

平成28年度補助事業については、PDCAサイクルの一環である平成25年度補助事業評価等に基づき、補助事業審査・評価委員会において審議を行い「平成28年度補助方針」を策定し、補助事業者の募集を実施した。

(2) 機械工業振興補助事業の実施

① 振興事業補助

計15件、1.5億円の交付決定を行った。

内訳としては、「安心・安全」及び「生活の質の向上」に資する技術革新等重点事業に11件、1.4億円、機械工業におけるものづくり支援に資する事業等一般事業に4件、0.1億円の交付決定を行った。

② 研究補助

計19件、0.6億円の交付決定を行った。

内訳としては、機械工業の振興に資する研究事業のうち、研究者による個別研究に13件、0.5億円、若手研究に6件、0.1億円の交付決定を行った。

(3) 機械工業振興補助事業審査・評価委員会

① 機械工業振興補助事業審査・評価委員会

補助事業審査・評価委員会については、機械振興補助事業審査・評価委員会を5回開催し、平成28年度の補助方針の策定及び補助事業の審査・評価について、審議を行った。

② 研究補助研究部会

平成28年度研究補助について迅速かつ適正に実施するため、事務局にて技術動向等の視点で検討、チェックの後「研究補助研究部会」において審査を行い、研究部会案を審査・評価委員会に附議した。

また、平成27年度複数年研究事業の継続に関する承認を行い、審査・評価委員会に報告を行った。

(4) 機械工業振興補助事業に関する情報発信の強化

① 情報発信の拡充

補助事業の情報発信については、従来の方法を参考に、社会に対する補助事業の周知及び要望数の増加を図るため、下記の方法により実施した。

ア. 補助事業（RING!RING!プロジェクト）ホームページにおける特設ページ（研究補助）の新設

イ. TV（スポット）CM

- ウ. ラジオ（レギュラー・スポット）CM
- エ. 新聞・雑誌広告
- オ. メール配信
- カ. DM
- キ. 補助事業の紹介動画
- ク. イベントにおける補助事業の紹介
- ケ. 補助事業パネル展における補助事業の紹介

② 情報の公開

補助事業ホームページにおいて、「機械工業振興補助事業審査・評価委員会」の議事概要を公開した

また、「補助事業の概要」及び「事業成果」を公開した。

③ インターネット申請

インターネット申請システムを含めた、補助事業管理システムの維持管理に努めた。一方、インターネット申請システムを含めた、現行の補助事業管理システムについては、利便性と機動性に欠けていると思われる面があり、更に開発メーカーによる保守が切れた状態となったため、要件定義を行ったうえ、新システムの業者決定を行い、要件及び詳細設計を確定した。

(5) 機械工業振興補助事業の調査・評価

① 補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

ア. 補助事業部、総務部、経理部、監査室で構成される「補助事業調査計画会議」を開催し、平成27年度の調査実施計画を決定した。

イ. 平成24年度から平成26年度に実施された補助事業を対象に、計28件（内訳：平成24年度事業実施分1件、平成25年度事業実施分8件、平成26年度事業実施分19件）について確定調査を行った。

ウ. 平成24年度から平成26年度に実施された補助事業を対象に、計42件（内訳：平成24年度事業実施分1件、平成25年度事業実施分22件、平成26年度事業実施分19件）について補助金の額の確定を行った。

② 補助事業の評価

ア. 補助事業者による自己評価を受けて、審査・評価マニュアルに基づき、平成25年度補助事業に対してJK A評価を行った。

イ. 平成25年度補助事業の補助事業全体の評価をとりまとめるとともに、JK A補助事業のうち特定の分野を選定した評価（テーマ別評価）を行い、補助事業審査・評価委員会評価作業部会へ報告・承認を受けたのち補助事業ホームページに掲載した。

ウ. JK A補助事業評価の実施に伴う評価資料を拡充・補完するため、利用状況等調査を実施し、その結果を分野別にまとめて補助事業ホームページに掲載した。

エ. 評価の一環として、機械振興補助事業審査・評価委員会及び補助事業審査・評価委員会評価作業部会において、補助事業者による補助事業の成果発表を1件行った。

③ 補助事業審査・評価委員会評価作業部会

PDCAサイクルによってJK A補助事業全体を改善するため、平成25年度事

業全体の評価の結果を踏まえ、平成28年度の補助方針の見直しの方向性について議論を行った。

2. 小型自動車競走収益による公益事業振興

(1) 平成27年度実施概要

平成27年度補助事業については、補助事業審査・評価委員会のもと「平成27年度補助方針」、「補助事業審査・評価マニュアル」に基づく審査を行い、広く社会への貢献に資する事業の採否に関し審議した結果、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に関する事業については、25件、1.3億円（前年度25件、1.3億円）の補助金の交付決定を行った。

平成28年度補助事業については、PDCAサイクルの一環である平成25年度補助事業評価等に基づき、補助事業審査・評価委員会において審議を行い「平成28年度補助方針」を策定し、補助事業者の募集を実施した。

(2) 公益事業振興補助事業の実施

① 公益の増進

ア. 重点事業

計1件、0.02億円の交付決定を行った。

内訳としては、自転車・モーターサイクルの普及等の活動に1件、0.02億円の交付決定を行った。

イ. 一般事業

計3件、0.2億円の交付決定を行った。

内訳としては、スポーツの推進等に1件、0.05億円、文教・社会環境の整備等に2件、0.1億円の交付決定を行った。

ウ. 新世紀未来創造プロジェクト

個性豊かな、次代を担う青少年の育成に資する活動に1件、0.01億円の交付決定を行った。

② 社会福祉の増進

計20件、1.1億円の交付決定を行った。

児童・高齢者・障害者の方々が幸せに暮らせる活動に2件、0.4億円、幸せに暮らせる社会を創る活動や車両・機器整備等の整備活動に18件、0.7億円の交付決定を行った。

③ 東日本大震災復興支援事業

東日本大震災復興支援事業については、対象となる事業は無かった。

④ 非常災害の援護

非常災害の援護については、対象となる事業は無かった。

⑤ 緊急的な対応を必要とする事業への支援

緊急的な対応を必要とする事業への支援については、対象となる事業は無かった。

(3) 公益事業振興補助事業審査・評価委員会

① 公益事業振興補助事業審査・評価委員会

補助事業審査・評価委員会については、公益事業振興補助事業審査・評価委員会を5回開催し、平成28年度の補助方針の策定及び補助事業の審査・評価について、審議を行った。

② 東日本大震災復興支援補助審査部会

東日本大震災復興支援事業審査部会については、近年の応募状況及び事務局の経験値の蓄積から、事務局による書面調査を行ったのち、委員会に諮るものとし、審査部会については廃止した。

(4) 公益事業振興補助事業に関する情報発信の強化

① 情報発信の拡充

補助事業の情報発信については、従来の方法を参考に、社会に対する補助事業の周知及び要望数の増加を図るため、下記の方法により実施した。

ア. 補助事業（RING!RING!プロジェクト）ホームページにおける特設ページ（東日本大震災復興支援事業）の新設

イ. TV（スポット）CM

ウ. ラジオ（レギュラー・スポット）CM

エ. 新聞・雑誌広告

オ. DM

カ. 補助事業の紹介動画

キ. イベントにおける補助事業の紹介

ク. 新世紀未来創造プロジェクト説明相談会の実施

ケ. 補助事業パネル展における補助事業の紹介

② 情報の公開

補助事業ホームページにおいて、「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」の議事概要を公開した。

また、「補助事業の概要」及び「事業成果」を公開した。

③ インターネット申請

インターネット申請システムを含めた、補助事業管理システムの維持管理に努めた。一方、インターネット申請システムを含めた、現行の補助事業管理システムについては、利便性と機動性に欠けていると思われる面があり、更に開発メーカーによる保守が切れた状態となったため、要件定義を行ったうえ、新システムの業者決定を行い、要件及び詳細設計を確定した。

(5) 公益事業振興補助事業の調査・評価

① 補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

ア. 補助事業部、総務部、経理部、監査室で構成される「補助事業調査計画会議」を開催し、平成27年度の調査実施計画を決定した。

イ. 平成24年度から平成27年度に実施された補助事業を対象に、計56件（内訳：平成24年度事業実施分1件、平成25年度事業実施分11件、平成26年度事業実施分25件、平成27年度事業実施分19件）について確定調査を行った。

ウ. 平成24年度から平成27年度に実施された補助事業を対象に、計56件（内訳：平成24年度事業実施分1件、平成25年度事業実施分11件、平成26年度事業実施分25件、平成27年度事業実施分19件）について補助金の額の確定を行った。

② 補助事業の評価

- ア. 補助事業者による自己評価を受けて、審査・評価マニュアルに基づき、平成25年度補助事業に対してJK A評価を行った。
- イ. 平成25年度補助事業の補助事業全体の評価をとりまとめるとともに、JK A補助事業のうち特定の分野を選定した評価（テーマ別評価）を行い、補助事業審査・評価委員会評価作業部会へ報告・承認を受けたのち補助事業ホームページに掲載した。
- ウ. JK A補助事業評価の実施に伴う評価資料を拡充・補完するため、利用状況等調査を実施し、その結果を分野別にまとめて補助事業ホームページに掲載した。
- エ. 評価の一環として、公益事業振興補助事業審査・評価委員会及び補助事業審査・評価委員会評価作業部会において、補助事業者による補助事業の成果発表を4件行った。

③ 補助事業審査・評価委員会評価作業部会

PDCAサイクルによってJK A補助事業全体を改善するため、平成25年度事業全体の評価の結果を踏まえ、平成28年度の補助方針の見直しの方向性について議論を行った。

第4部 小型自動車競走運営支援事業

1. オートレースの振興及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案並びに総合調整

(1) 魅力ある競走の提供

① グレードレースの魅力向上

グレードレースの活性化を図ることを主眼に、より充実した内容の競走を提供するため、SG日本選手権（川口）では選抜予選・特別選抜予選を設けて実施した他、特別GI共同通信社杯プレミアムカップ（船橋）においては、初の試みとして、準決勝戦の組み合わせを、予選3日間の平均得点上位選手よりレース番号・枠番を選択する番組編成として実施した。

また、GIIレースにおいては、期別でヤング・シニア・ジュニアと区分した選手あつせん、番組編成を行うなど趣向を凝らした内容での競走を実施した。

② 興味ある企画レースの実施

興味ある企画レースとして、準決勝8個レース、A・B級対抗バトル、A・B級Wトーナメント、師弟バトル、オーバルクイーンカップ（女子選手のみ・6車立て）等話題性があり購買意欲を高める番組編成によるレースを実施した。

③ ナイター期の開催運営体制の検討

売上向上のためナイター開催の拡大について検討し、川口で初のナイター開催を9月に2節8日間実施し、売上・入場者とも通常開催時を大幅に上回った（売上額約14億円・1日平均約135%増、入場者数約63,400人、1日平均約150%増）。

また、業界初となる飯塚のミッドナイト開催は、11月に試行的に1節3日間（6R制）実施し、1日7千万円を超える売上があり効果があった。これにより、次年度の本格的な実施に向け関係者間で検討し、さらなるナイター開催の拡大について調整を図った。

その他、ナイター開催期に、グレードレースの前後に他レース場の昼間又はナイターの普通開催（10R制）を組み合わせる「組み合わせ開催」を6回実施し、お客様の利便性を向上させるとともに、収支の厳しい3場競合普通開催の回数を減らすことにより、開催の効率化を図った。

なお、平成28年度以降は5場体制となり、開催日数が減少することで3場競合開催が解消されることから、「組み合わせ開催」は行わないこととした。

(2) 情報提供の充実と利便性の向上

① 車券購入の利便性向上

「AUTORACE. JP」会員へのサービス向上と売上増を目的に、電話投票高額購入者への投票促進キャンペーンを行うとともに、キャッシュバックキャンペーンを実施した。また、「AUTORACE. JP」に新たに予想情報を掲載したほか、選手の能力を数値化した選手特長一覧表を作成し、購入意欲の促進を図った。

② オートレース中継映像の配信及び放送の実施

年間を通じてCS放送2ch、CATV7局及びオートレースオフィシャルWEBサイト、スマホサイト、携帯サイト及び民間ポータル各社でHD画像のレー

ス中継を行った。

また、オートレースオフィシャルWEBサイト、スマホサイト、民間ポータルへの映像配信に使用していたU S T R E A Mが平成28年2月で日本から事業撤退し事業者向けサービスを停止したため、代替回線を確保して自主配信網を構築した。

③ 場外車券売場の設置推進

効果的な設置展開に向けて場外設置を希望する施行者・設置者と協力し、設置許可取得までのサポートを行い、競輪場外車券売場に併設する形で、平成27年4月4日に「オートレース宮崎」、9月19日に「オートレース六郷」、10月10日に「オートレース男鹿」、12月5日に「オートレース大阪」、12月23日に「オートレース六戸」、平成28年2月19日に「オートレース宇部」の計6か所が開設し売上増加に貢献した（平成28年3月31日現在、場外車券売場数14か所）。併せて、これら専用場外の認知度向上を目的に効果的な広報を行った。

また、引き続き場外車券売場の設置を推進するため案件の調査及び検討を行うとともに、施行者と一体となった調査検討及び情報収集、調整を行ったほか、他競技施設との相互発売を推進するため、関係機関から情報収集を図り問題点を整理した。

(3) 調査研究事業

① 経営環境の変化に対応した事業体制の見直し

船橋オートレース場の事業廃止に伴い、平成28年度以降5場となる事業体制及び売上対策等に資する諸施策について、小型自動車競走運営協議会及び同協議会の下部機関であるオートレース経営・成長戦略委員会等において総合的に検討を行い、経営環境変化に対応した新たな事業体制の構築を図った。

② 顧客ニーズを商品・販売戦略に活かすための調査研究

オートレースオフィシャルWEBサイトにおいて、新規施策に対するモニター調査を実施し、今後の施策の参考とするとともに、各場、場外車券売場、オートレースオフィシャルWEBサイトにおいて一般財団法人オートレース振興協会と連携しファン動向調査を実施し、ファンニーズの調査を行った。また、施行者が実施した飯塚及び伊勢崎でのファンミーティングのサポートを行った。

③ 新しい競走車の開発研究等

新規顧客獲得等に効果的な施策の一環として、ナイター開催拡大の推進を図るために着手したナイター用消音器の開発を完了し、より消音効果を高めて周辺環境対策の強化を図る必要性がある川口ナイター開催及び飯塚ミッドナイト開催に同消音器を導入した。

2. オートレースに関する広報宣伝

(1) 効果的かつ効率的な広報事業の展開

① 新たなお客様の獲得とファンサービスの実施

新設場外車券売場を中心に、オートレース初心者向けの情報を提供し、新規ファンの獲得及び定着を図った。また、モータースポーツファンに対するアピール、来場促進を目的として、現役ロードレーサーによるレース、市販バイクを使用したレース等のエキシビジョンレースを川口レース場で実施した他、モトクロス会場においてオートレースのPRブースを出展した。

また、既存のお客様へのサービス充実を図るため、年間選手表彰式に併せてファン感謝祭を実施し、受賞選手との交流の機会を設けた。

② 情報提供の充実

オフィシャルWEBサイトを活用し、競技情報、キャンペーン情報などの告知を行った。また、SGレース開催時に特設サイトを開設し、スポーツ新聞社との連携による速報記事、WEB新聞、直前予想、準決勝戦・優勝戦前日予想の実施等、情報提供の充実とサービスの向上を図った。その他、facebookやLineなどのソーシャルメディアを活用し、選手情報等の提供を行った。

③ 選手を活用したイメージアップ

主力選手、女子選手を中心とした選手の各種話題を積極的にマスメディアに配信した他、新設場外車券売場等において選手が出演するイベントを実施し、オートレースのイメージアップを図った。特に女子選手については特設WEBサイトを開設し、女子選手のブログ等による情報提供の充実と露出拡大を図った。

(2) 各場の活性化に資するPR

オートレース活性化プロジェクトチームは、6場それぞれに担当者を充てて活動し、各場の施行者、民間事業者及び関係者と連携しながら、当該場の売上・入場者の増加、顧客満足度アップのための施策を企画、実行し、ファンの拡大と囲い込みに資する活動を引き続き行った。

具体的には、船橋廃場に伴う他場・場外・電話投票へのファン移行促進イベント（船橋）、たたら祭等市行事でのPRイベント（川口）、東京からのナイターバスツアー（伊勢崎）、インターネット広告（浜松）、携帯サイト、電投マイルサービス（飯塚）、市公用車への開催告知掲示（山陽）等、レース場周辺地域でのPR活動や場内でのファンサービス企画を展開し、多様なファンサービスを実施した。

3. オートレースの公正かつ円滑な実施に資する事業

(1) 審判員及び選手の検定及び登録並びに競走車の登録

① 審判員の登録

検定及び登録については、審判員資格検定の申請があった5名に対し同検定を実施し、合格した5名を審判員として登録した。

登録更新については、登録有効期間が満了する審判員99名のうち、登録更新の申請があった83名に対して登録更新検定を実施し、合格した83名の登録を更新した。

登録の消除については、審判員16名の登録を消除した。

② 選手の登録

検定及び登録については、検定の実施がなく、登録はなかった。

登録更新については、登録有効期間が満了する選手195名から登録更新の申請があり、全員の登録を更新した。

登録の消除については、登録消除申請があった者36名、死亡した者2名の合計38名の登録を消除した。

③ 競走車の登録

登録については、所有者から競走車登録検査の申請があった201車に対して同検

査を実施し、合格した201車を登録した。

登録更新については、登録有効期間が満了する253車のうち、所有者から登録更新の申請があった224車に対して競走車登録更新検査を実施し、合格した224車の登録を更新した。

登録削除については、競走車270車の登録を削除した。

(2) 競走車の部品の認定

競走車及び同部品のレースでの使用可否に関し、競走車対策専門委員会を2回開催し、競走車部品である集合型マフラー（取り付け部品を含む）の開発及び使用承認申請について審議を行い、レースでの使用承認と関連規程の改正を行った。

(3) オートレースの実施方法を定めることに関する事業

小型自動車競走開催業務及び小型自動車競走の統一的な運営等を図るため、審判長会議、検査、管理及び番組の担当者会議を部門別に開催し、開催現場の実情把握・情報共有を図るとともに、判定の統一、新たな消音器の取扱、選手管理体制及び売上向上のための番組編成等の諸課題に対する対応策について意見交換を行った。

(4) 選手の出場あっせん及び級別の決定

① 選手の出場あっせん

選手出場あっせん調整基準に基づき、各選手の級別稼働日数を勘案し、次のとおり出場あっせんを行った。

SGレース（スーパーフェスタを含む）	5節	480名
G I レース	14節	1,344名
G II レース	10節	960名
普通レース	85節	8,064名
ミッドナイト	1節	48名
合計	115節	10,896名

② 選手の級別の決定

期別変更期（6ヶ月間）ごとに競走成績を審査して、選手の級別を決定した。

(5) 審判員及び選手の養成及び訓練等

① 審判員の養成及び訓練等

ア. 養成

審判員志望者5名に対し、審判業務に必要な関係諸法規、審判実務等基本的事項を重点に教育を実施した。

イ. 訓練

登録審判員各々が関係法規及び要領を習熟し、業務の方法の再確認を行い、審判実務の充実を図ることを主眼として、一般財団法人東日本小型自動車競走会川口本部及び浜松支部において審判員地方訓練を各1回実施した。

ウ. 審判員の交流及び審判判定研修会

お客様からの信頼を向上させるため、SG開催（オールスター、グランプリ、日本選手権、全日本選抜）において、他場の審判長を派遣し、統一審判団を結

成・執務させることにより、迅速かつ的確な判定を下すとともに判定の統一を図った。

また、審判実務の向上を主眼として、審判実務担当者を対象に判定研修会（VTRによる判定演習）を実施し、判定の全场統一に向けた取組みを図った。

② 選手の養成及び訓練

ア. 養成

平成28年10月から4年ぶり（通常は2年毎）に開始する第33期選手養成に向けて、募集計画及び養成時期等の調整を図り、募集大綱を策定した。平成27年8月に募集に係る公示を行った後に、同年9月から10月にかけて願書の応募受付を行い、436名（一般429名、特例7名）の応募があった。その後、平成27年12月に第1次試験（東京・福岡）を実施し、受験者394名の中から102名を第1次試験合格者とした。続いて、3月に第1次試験合格者に対し、第2次試験（オートレース選手養成所）を実施した。

この他、第33期選手養成に備えるためにオートレース選手養成所施設の老朽化に関する調査を実施し、平成28年度に老朽化が著しい訓練用500m競走路を全面改修することとした。

イ. 訓練

登録選手のうち一般社団法人全日本オートレース選手会の支部役員を対象に公営競技選手としての自覚並びに社会人としての教養を高め、指導者としての素養の向上を主眼として、指導者中央訓練を1回実施した。また、主に伊勢崎、川口、飯塚をロッカー所在場とする登録選手を対象に公営競技の選手として必要な教養を高め、プロ精神の向上を主眼として、一般教養訓練（地方訓練）を各1回実施した。

その他、登録選手全員を対象に走行、整備、スタート等の事故防止対策として、一般社団法人全日本オートレース選手会が支部毎に年4回実施する事故防止対策特別訓練に対して所要の助成を行い、事故防止対策の強化を図った。

（6）選手の表彰

① 特別表彰

年間において優秀な成績を収めた選手に対し、以下のとおり表彰選手を決定した。表彰は平成27年2月29日に都内のホテルで行った。

賞名	選手名	ロッカー所在場
最優秀選手賞	中村 雅人	船 橋
優秀選手賞	青山 周平	船 橋
	浦田 信輔	飯 塚
	金子 大輔	浜 松
特別賞	益 春菜	川 口
	一般社団法人 全日本オートレース選手会船橋支部	

通算勝利記録選手 賞 1,000勝達成	岡部 聡	山 陽
---------------------------	------	-----

② 一般表彰

通算勝利記録選手については、以下のとおり表彰を行った。

その他の一般表彰（フェアプレー賞9名、20年選手賞25名）については、各レース場で行った。

700勝選手

選手名	ロッカー所在場	達成日	表彰
木村 武之	浜 松	平成27年5月30日 浜松レース場	平成28年2月27日 浜松レース場

500勝選手

選手名	ロッカー所在場	達成日	表彰
佐野 末公	船 橋	平成27年3月5日 船橋レース場	平成28年3月7日 伊勢崎レース場
松永 幸二	船 橋	平成27年3月28日 飯塚レース場	平成28年3月25日 飯塚レース場
佐藤 裕二	川 口	平成27年8月26日 伊勢崎レース場	平成28年3月2日 川口レース場
久門 徹	飯 塚	平成27年11月9日 川口レース場	平成28年2月27日 浜松レース場

(7) 事故防止と公正確保

各種訓練・研修を通じ、競走の公正安全かつ円滑な実施及び事故防止の徹底を図った。また、公正確保の観点から必要な調査及び情報収集を行うとともに、関係団体・他競技団体と公正確保に関する意見交換を行った。さらに、競走参加中において不適正な行為があった選手に対し、選手あっせん規制委員会においてあっせん停止の措置（適用3件）を講じた。

(8) 選手共済制度に対する助成

小型自動車競走法第28条第8号及び小型自動車競走施行規則第36条第3号の趣旨に基づき、選手共済制度の円滑な実施を図るため、一般財団法人全国小型自動車競走選手共済会が行う選手共済事業に対して、4半期ごとに助成を行った。

(9) 小型自動車競走場、場外車券売場の施設に係る業務

「小型自動車競走に係る業務の方法に関する規程第126条」及び年度計画に基づき、定期調査（3年に一度定期的に実施）を対象となる場外車券売場において行った。

また、所轄経済産業局からの要請を受けて、施設の設置及び改修について施設関係法令及び通達との適合状況について確認するとともに、所轄経済産業局が行う確認調査に協力した。

4. 交付金の還付

小型自動車競走法第20条第1項に基づき、施行者から同項各号に掲げる交付金の受入れを行った。

また、小型自動車競走法第21条の規定に基づき、平成26年度の小型自動車競走事業の収支が赤字であると経済産業大臣に認定された施行者に対して、交付金を還付した。

第5部 自転車競技法第40条に基づく競輪の競技実施事業

平成27年度に開催された競輪の競輪場別・競輪施行者別・開催回数等及び本財団が受託した業務は別表のとおりである。

1. 競輪競技運営事業

(1) 競輪の競技の実施に関する事務及び執務の方針

競輪施行者から一括委託された事務「競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査、競輪の審判その他競輪の競技に関する事務」を、事業計画で定めた執務の方針に基づき公正かつ安全に実施した。

(2) 競輪の公正を確保するために必要な附帯業務

① 職員の研修等

職員及びその他の開催執務員一人一人の資質の向上を図るために、関係法規及び要領を習熟し、業務の方法を再確認するための部門別研修会を実施した。

② 業務の連絡調整及び改善研究等

本財団の競技実施業務の円滑、適正な実施、業務の改善研究及び各部門間の連絡調整等を図るために業務連絡会議を開催した。

- ・ 総務及び経理事務について、一般事務の効率化・統一化・合理化をすすめ、円滑な実施及び連絡調整を図るために総務担当者会議及び経理担当者会議をそれぞれを開催した。
- ・ 番組編成、検車、選手管理及び審判の相互連携の下、競輪競技運営業務の適正円滑かつ統一的な実施及び事故の未然防止のため、競輪業務部、地区本部及び支部の担当者による業務担当者会議を開催した。

また、審判については、常に統一的な審判判定を保持し更なる信頼の向上を図るため、特別競輪等審判長特別執務を実施した。番組編成については、GI開催における番組編成長特別執務を実施し、それぞれの特別競輪の特色を考慮したより興味ある番組の提供に努めるとともに、各地区本部・支部の番組編成長主査による意見交換会を実施し、番組編成に係る諸課題の対応策を取りまとめた。選手管理部門については、各地区本部・支部の選手管理長による意見交換会を実施し、選手管理に係る諸課題の対応策を取りまとめた。

- ・ 競輪競技運営業務以外の競輪開催業務を適正に実施するために、事業推進担当者会議を開催した。
- ・ 競輪の開催執務体制等あり方検討委員会を開催し、現状の開催執務体制について検討を行い、当面の方針を取りまとめた。

③ 競輪選手に関する業務及び競輪選手に対する指導

ア. 日競選との意思の疎通を図り、相互理解の下における協力体制を確保するために連絡会議等を開催した。

イ. 日競選が競輪選手に対して行う競輪選手としての資質及び技能の向上・健康管理及び適正な選手生活のあり方等の指導・教育を目的とした研修・訓練会等への講師の派遣その他の協力を行った。

2. 競輪開催事業

(1) 車券発売等業務

競輪施行者から委託された車券の発売等に関する事務を、当該競輪施行者との委託契約及び関係法令並びに競技実施業務規程等（以下、「法令並びに規程等」という。）に基づき適正に実施した。

(2) 競輪開催宣伝業務

競輪施行者から委託された競輪の開催に係る宣伝に関する事務を、当該競輪施行者との委託契約及び法令並びに規程等に基づき適正に実施した。

(3) 競輪場等場内整理業務

競輪施行者から委託された場内整理等に関する事務を、当該競輪施行者との委託契約及び法令並びに規程等に基づき適正に実施した。

自衛警備隊は、入場者の整理及び場内の取締りを積極的に推進し、所轄の警察署その他の関係機関と緊密な連携を保ち、不法及び迷惑行為の防止並びに暴力団の入場禁止及び退場措置等を講じて競輪場内の秩序維持と競走の安全を確保した。

さらに、競輪場内の警備業務に関する研修等を実施した。

(4) 小倉競輪場における競輪開催業務

平成18年度から本財団が北九州市から受託している「小倉競輪の包括委託」は、本年度も業務の改善・効率化を積極的に行った。

(5) 前各号以外の競輪事業に附帯する業務

競輪施行者から記念及び特別競輪等におけるイベント、式典及び演出等に関する事務、競輪施行者業務の補助業務等競輪開催に附帯するその他の事務を別表のとおり受託し、適正、円滑に実施した。

(6) 競輪関係団体等が行う競輪関係事業への支援業務

競輪関係団体等から要請を受け、競輪事業に必要な次の事務を適正に実施した。

① 全輪協

競輪開催に伴う競輪選手参加旅費の支払事務代行業務並びに選手拠点駅及び選手最寄駅に関する登録等管理事務の代行業務

② 一般財団法人全国競輪選手共済会

競輪開催において発生した選手の傷病等の災害補償等に関する事務

③ 日競選

各競輪場における選手の日競選会費の徴収及び送金に関する事務

④ 競輪に関する報道への協力

競輪開催時（特に記念競輪及び特別競輪等）における競技情報提供等の協力

別表（自転車競技法第40条に基づく競輪の競技実施事業実施状況）

競輪場	競輪施行者名	開催回数		開催日数		競輪競技 運営事業	競輪開催事業			
		通常	目的	通常	目的		車券発売 等事業	競輪開催 宣伝事業	競輪場等 整理事業	その他の 競輪付帯 事業
		(回数)	(回数)	(日数)	(日数)					
函館	函館市	13		55		○	○			
青森	青森市	14		67		○	○			
	宇都宮市	1		6		○	○			
いわき平	いわき市	12		49		○	○		○	
京王閣	東京都十一市競輪事業組合	12		49		○	○		○	
立川	立川市	12		49		○	○		○	○
大宮	埼玉県	12		46		○	○			
西武園	埼玉県	12		49		○	○			
前橋	前橋市	14		67		○	○			
	弥彦村	1		3		○	○			
宇都宮	宇都宮市	11		46		○	○			
取手	茨城県	11		43		○	○			
	取手市	1		6		○	○			
弥彦	弥彦村	12		49		○	○			
静岡	静岡市	12		49		○	○			
伊東温泉	伊東市	12		49		○	○			
小田原	小田原市	12		49		○	○		○	○
平塚	平塚市	12		49		○	○		○	○
川崎	川崎市	12		49		○	○			
千葉	千葉市	12		46		○	○			
松戸	松戸市	12		50		○	○			○
豊橋	豊橋市	13		50		○	○		○	
名古屋	名古屋競輪組合	12		49		○	○		○	
大垣	大垣市	11		43		○	○		○	
岐阜	岐阜市	12		46		○	○		○	
四日市	四日市市	12		49		○	○			
松阪	松阪市	12		46		○	○			
富山	富山市	12		46		○	○			
福井	福井市	12		46		○	○	○	○	○
京都向日町	京都府	13		49		○	○		○	○
岸和田	岸和田市	11		46		○	○		○	
奈良	奈良県	10		40		○	○		○	○
和歌山	和歌山県	12		49		○	○		○	
玉野	玉野市	11		49		○	○			
	大垣市	1		6		○	○		○	
広島	広島市	12		46		○	○		○	
防府	防府市	10		40		○	○			
小松島	小松島市	11		34		○	○			
高松	高松市	11		46		○	○			
松山	松山市	12		49		○	○			
高知	高知市	12		58		○	○			
	高松市	1		6		○	○			
	小松島市	1		6		○	○			
小倉	北九州市	16		80		○	○	○	○	○
	奈良県	2		12		○	○	○	○	○
	岸和田市	1		6		○	○	○	○	○
	玉野市	1		6		○	○	○	○	○
	防府市	2		12		○	○	○	○	○
	武雄市	2		12		○	○	○	○	○
熊本市	1		6		○	○	○	○	○	
久留米	久留米市	12		49		○	○			
武雄	武雄市	10		34		○	○			
佐世保	佐世保市	12		58		○	○			
熊本	熊本市	12		46		○	○			○
別府	別府市	13		51		○	○			○
合計		530	0	2196	0					

- 青森市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 6 回30日を含む
- ※宇都宮市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 1 回 6 日を含む (青森競輪場で開催)
- 前橋市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 6 回30日を含む
- ※弥彦村 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 1 回 3 日を含む (前橋競輪場で開催)
- ※大垣市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 1 回 6 日を含む (玉野競輪場で開催)
- ※岸和田市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 1 回 6 日を含む (小倉競輪場で開催)
- ※奈良県 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 2 回12日を含む (小倉競輪場で開催)
- 玉野市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 1 回 6 日を含む (小倉競輪場で開催)
- ※玉野市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 2 回12日を含む
- 防府市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 2 回12日を含む (小倉競輪場で開催)
- ※小松島市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 1 回 6 日を含む (高知競輪場で開催)
- ※高松市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 1 回 6 日を含む (高知競輪場で開催)
- 高知市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 4 回24日を含む
- 北九州市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 4 回24日を含む
- 第12回第 2 節第 2 日以降、食中毒の疑いによる体調不良者発生に伴い開催中止
- 武雄市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 2 回12日を含む (小倉競輪場で開催)
- ※佐世保市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 4 回24日を含む
- ※熊本市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 1 回 6 日を含む (小倉競輪場で開催)

第6部 競輪の公正かつ安全な開催運営及び発展に貢献する車両情報システムの安定かつ安全な運用管理及び開発事業

1. システムの安全な運用管理

(1) システムの安定運用

車両情報システム（以下「VIS」という。）の安定運用を図るため、障害対応訓練及び計画的なシステム点検を実施した。

また、障害発生時の対応として、一斉同報システムによる情報提供のあり方を見直し、連絡ルートの再整備を実施した。

(2) システムの安全確保

個人情報保護法を遵守するとともに、不正アクセスの防止を図り、VISへのアクセス制限など管理を徹底した。

また、平成28年4月のNext-VIS一次稼働に向けて、耐障害性を高めるために受入試験を実施するとともに、新機能の習得及び運用操作ミスの防止を図り、拠点運用者に対する講習会を実施した。

2. システムの研究開発

(1) Next-VISの開発

開発ブロックごとに策定したプロジェクト計画書に基づき、全ブロックの予定工程を遅滞なく実施した。

(2) システム開発工程の管理

Next-VISの開発にあたっては、本プロジェクトを正確かつ効率的に進めるため、外部有識者によるプロジェクト監査会を計9回開催し、進捗状況の報告、調達内容の確認等を適宜実施した。

第7部 自転車競技スポーツの普及及び振興に関する事業

1. 自転車競技者層の底辺拡大及び技能向上

自転車競技の普及のため、各都道府県の自転車競技団体等が実施する自転車競技大会に後援及び助成（19団体133万円）を行い、自転車競技者層の底辺拡大及び技能向上に寄与した。

2. 名城自転車天国事業

名古屋市名城公園において78日の開催で、延べ43,318名の利用者があり、安全な環境の中で幅広い年代層に自転車の利用を促進させることで、自転車競技の普及に寄与した。また、ボランティア団体（NPO）が主催する「チャレンジ・タンデム」に協力し、視覚障がい者に対し、自転車乗車体験の場を提供した。

第8部 本財団の目的を達成するために必要な事業

1. 不動産賃貸事業

本財団の目的を達成するために、本財団が所有する土地及び建物の資産を有効に活用する事業を行った。

2. 組織機能の強化

組織機能の強化、業務効率化のため組織の見直しを行い、重複業務の合理化や管理部門の省人化と並行して、付加価値の高い「攻めの部門」への人員拡充を実施した。

特に、従来の競輪選手養成機関としての「日本競輪学校」に加えて、選手の指導、訓練及び脚力向上を一体的に行う「登録・選手訓練室」、自転車競技スポーツ振興に資するため一般財団法人日本サイクルスポーツセンター・公益財団法人日本自転車競技連盟との連携を強化し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に対応する「自転車競技振興室」及び一般管理業務を掌る「伊豆事業所管理室」から構成される「伊豆事業所」を平成28年4月に新設することを決定した。

3. 事業の効率化

本財団の業務を一層効率的に実施するため、方針管理のもと業務の標準化及び業務改善を推進するとともに、ペーパーレス化等を実現するためのインフラ整備に着手した。

4. 事業の適正化

(1) 監事監査の補佐

監事の命を受けて、監事監査の事前監査を行いその結果報告するとともに、監事監査の事務の補佐を行った。

(2) 補助金確定後の監査

平成27年度の監査対象として、機械工業振興補助事業及び公益振興補助事業の補助金の額の確定後の監査要領第2条第1項第1号に該当する監査を5件、第2条第1項第2号に該当する監査を1件、計6件の監査を実施した。

なお、第2条第1項第3号及び第4号に該当する案件はなかった。

(3) 監査機能の強化

監査機能の強化、コンプライアンスの徹底、情報セキュリティの確保を図る観点から、監査室を再編し、平成27年10月に内部監査・業務評価室を新設した。

5. ガバナンスの強化

競輪事業においては、ガバナンスの強化を図るため、競輪最高会議の下部会議体である成長戦略部会、運営調整部会、特別競輪部会、情報システム部会等の情報共有を図り、連携を密にするとともに、競輪の将来像を描き、競輪事業の活性化に資することを

目的に、競輪最高会議の直下の会議体として平成27年10月に競輪活性化委員会を新設した。

また、『「競輪事業のあり方検討小委員会報告書」検証・競輪事業の今後の中期計画策定作業委員会』において、関係団体とともに中期計画策定に関する協議を行った。

オートレース事業においては、5場体制へ移行する平成28年度事業体制の骨子について、小型自動車競走運営協議会及び同協議会の下部機関のオートレース経営・成長戦略委員会等においてとりまとめるとともに、安定した事業運営の継続に向けたオートレースの活性化策について審議・決定し、顧客ニーズ調査等実現可能なものから実行した。

平成27年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

平成28年6月

公益財団法人 J K A